

大泉町パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、あらゆる差別の撤廃をめざす人権擁護条例（平成29年大泉町条例第2号）に基づき、すべての人の人権が尊重され、あらゆる差別のない社会の実現を目指し、パートナーシップの宣誓の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「性的マイノリティ」とは、性的指向が必ずしも異性愛のみではない者又は性自認が出生時の性と異なる者をいう。

2 この要綱において「パートナーシップ」とは、相互の協力により、継続的な共同生活を行っている、又は継続的な共同生活を行うことを約した、一方又は双方が性的マイノリティである2人の者の関係をいう。

3 この要綱において「宣誓」とは、パートナーシップの関係にある2人が互いのパートナーであることを町長に対して宣誓することをいう。

(宣誓者の要件)

第3条 宣誓をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 両当事者が満20歳に達していること。

(2) 住所について次のいずれかに該当すること。

ア 両当事者が町内に住所を有していること。

イ 当事者のいずれか一方が町内に住所を有し、かつ、他の一方が町内への転入を予定していること。

ウ 両当事者が町内への転入を予定していること。

(3) 両当事者に配偶者がいないこと及び他の者とパートナーシップの関係にないこと。

(4) 当事者同士が近親者（直系血族、三親等以内の傍系血族又は直系姻族をいう。）でないこと。

(宣誓の方法)

第4条 宣誓は、両当事者が必要事項をそれぞれ自署したパートナーシップ宣誓書（別記様式第1号。以下「宣誓書」という。）に宣誓をしようとする両当事者の

住民票及び両当事者が独身であることを証する書類を添えて町長に提出して行うものとする。

- 2 宣誓をしようとする者は、宣誓の日時等について事前に町と調整するものとする。
- 3 宣誓書は、町長が指定する場所において受領するものとする。
- 4 当該パートナーの一方又は双方が宣誓書に自ら記入することができないときは、両当事者の立会いの下で他の者に代筆させることができる。

(本人確認)

第5条 町長は、宣誓しようとする両当事者が本人であることを確認するため、次の各号に掲げる書類のいずれかの提示を求めるものとする。

- (1) 個人番号カード
- (2) 旅券
- (3) 運転免許証
- (4) 前三号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証又は登録証明証であつて、本人の顔写真が貼付されたもの
- (5) その他本人であることを確認するため町長が適当と認める書類

(通称名の使用)

第6条 宣誓をしようとする当事者に氏名を使用し難い特別の事情があると認める場合は、パートナーシップの宣誓における氏名について通称名を用いることができる。

(受領証の交付)

第7条 町長は、提出のあった宣誓書、添付書類等を確認し、適当であると認めるときは、該当宣誓をした両者に対し、パートナーシップ宣誓書受領証（別記様式第2号。以下「受領証」という。）及び宣誓書の写しを交付するものとする。

(受領証の再交付)

第8条 受領証の交付を受けた者は、当該受領証の紛失、毀損等の事情により受領証の再交付を希望するときは、パートナーシップ宣誓書受領証再交付申請書（別記様式第3号）により申請することができる。

- 2 町長は、前項の規定による申請があったときは、受領証を再交付するものとする。

(受領証の返還)

第9条 受領証の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ宣誓書受領証返還届（別記様式第4号）に受領証を添えて町長に届け出るものとする。

- (1) 両当事者の意思によりパートナーシップが解消されたとき。
- (2) 当事者の一方が死亡したとき。
- (3) 当事者の一方又は双方が町外に転出したとき。

(宣誓書の廃棄)

第10条 町長は、前条の規定により受領証の返還を受けた場合のほか、パートナーシップの宣誓をした両当事者が当該宣誓書の廃棄を希望するときは、これを廃棄するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、パートナーシップの宣誓の取扱いに関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年1月1日から施行する。